

あるべき税制委員会 59回 議事録 (2013年4月2日)

文責 森信茂樹

4月2日、内閣官房社会保障改革担当室中村秀一室長から「社会保障・税一体改革、その後」と題して、講演をいただき、議論をしました。

報告の概要は以下の通りです。(別添参照)

社会保障・税一体改革の議論の流れは、自民政権の社会保障国民会議の議論を、与謝野氏が、民主党政権で担当閣僚になることで、うまく引き継ぐことに成功し、政権交代後の野田政権で合意、法律が成立した。その原動力となったのは、自民党時代の平成21年度税制改正法付則104条で、野田総理もこのことを国会の議論でたびたび強調されていた。

12年8月の社会保障制度改革推進法で、社会保障制度国民会議が創設されたが、直前の6月15日、3党の合意があり、「年金、高齢者医療制度改革については、あらかじめ3党間で合意に向けて協議する」となっており、国民会議の議論の枠をはめることになっている。

年金・医療・介護については、「保険」制度を基本とする旨書き込まれており、「税」方式は排除されている。またこの法律の中に、社会保障番号制度の早期導入を行うとして、番号と社会保障改革の連携が保たれている。

12年11月16日、解散の日であるが、3党の実務者協議が開催され、検討項目をまとめる合意書を作っている。(別添21ページ)今後これに沿って具体的な議論が進んでいこう。

さて、今後の社会保障の在り方を考えるには、医療改革が重要な位置を占める(社会保障に係る費用の将来推計32ページ参照)。医療については、ピクチャーはできているのだが、どうやってそれを実行に移すのか、という点になると、大変難しい問題がある。社会保険診療報酬だけの誘導には限界がある。また、県など地方分権とセットで進めていく必要もある。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。